

停電を伴う年次点検の条件

- ・ 停電作業の実施時期は、毎年10月1日～翌年2月末までの本市指定日とする
- ・ 停電作業の実施箇所は週に1ヶ所、1ヵ月に2～3ヶ所までとする（ただし、水処理停止が必要な施設は1ヵ月に1ヶ所までとする）

施設名		停電範囲の 分割数	作業日	仮設電源	年次点検 作業人員 (人)[参考]	停電可能時間帯	水処理停止	
1	蓮間配水場	1	開庁日	必要 (3相UPS用 3相 5kVA発電機)	5	13:00～16:00 (3時間)	不要	
2	津雲配水場	1	開庁日	不要	6	13:00～16:00 (3時間)	不要	
3	千里山配水場	1	開庁日	不要	5	13:00～16:00 (3時間)	不要	
4	佐井寺配水場	1	開庁日	不要	5	13:00～16:00 (3時間)	不要	
5	片山浄水所 [既設]	1	開庁日	不要	12	10:00～15:00 (5時間)	必要	
6	片山浄水所 [新設]	1	開庁日	必要 (USP用 3相 45kVA発電機)	12	10:00～15:00 (5時間)	必要	
7	泉浄水所	4	第1電気室	開庁日	不要	12	10:00～15:00 (5時間)	必要
			第2電気室	開庁日	不要	10	10:00～15:00 (5時間)	不要
			第3電気室	開庁日	不要	10	10:00～15:00 (5時間)	必要
			発電機棟	開庁日	不要	5	10:00～15:00 (5時間)	不要
8	水道部庁舎	1	10月もしくは11月の 21日～末日の土、日、休日	不要	8	10:00～15:00 (5時間)	不要	

※ 開庁日 : 土曜、日曜、休日、12/29～翌1/3を除く日